# 建設工事等における入札・契約制度の改正点について

北秋田市では、建設工事等における入札・契約制度の改正点について、令和6年度から次のとおり予定しておりますので、お知らせいたします。

## 1. 改正内容

- (1) 週休2日制工事の実施について
- (2) 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施
- (3) 建設工事入札制度実施要綱の一部改正について(下水道工事の等級格付けの見直し)
- (4) 発注見通しの公表について
- (5) その他

# (1) 週休2日制工事の実施

令和6年度から建設業への時間外労働の上限規制が適用されることから、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを目指すために週休2日制工事を導入します。

#### 新規

#### 1. 週休2日の定義

週休2日とは、当該工事の工期内において、4週8休以上の現場閉所(現場事務所での事務作業も含め、1日を通して現場事務所が閉鎖された状態)を行ったと認められる状態を指します。必ずしも 土日の現場閉所など、1週間あたり2日の休日を必ず確保するということではありません。

【週休2日(4週8休)を確保するイメージ】



- ※4週8休とは、現場閉所率が28.5%以上の水準に達する必要があります。
- ※対象外期間は夏期・年末年始休暇の期間等
- ※降雨・降雪等により休工した場合は、現場閉所日としてカウントできます

# 【現場閉所率】

|       | 4週6休未満  | 4週6休以上<br>4週7休未満 | 4週7休以上<br>4週8休未満 | 4週8休以上  | 完全週休2日<br>準完全週休2日 |
|-------|---------|------------------|------------------|---------|-------------------|
| 現場閉所率 | 21.4%未満 | 21.4%以上<br>25%未満 | 25%以上<br>28.5%未満 | 28.5%以上 |                   |

## 2. 発注方式

# (1) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式で工事を発注します。

※ほかにも受注者希望方式がありますが、北秋田市では基本的には発注者指定方式で発注します。

# 2. 対象工事

原則、全ての工事を対象に週休2日制で発注をします。ただし、工程上の制約がある工事は対象外とします。

- →県の運用では、対象外は次のとおりです。
  - ・建設部は、①工程上の制約がある工事
  - ・営繕課は、①工程上の制約がある工事
    - ②週休2日制に適さないと判断した工事
  - ・農業農村整備は、①災害復旧工事のうち工程上の制約がある工事
    - ②工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
    - ③河川協議等の関係機関との協議により工程上の制約がある工事
    - ④製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事

#### 3. 積算方法

週休2日制にすることで工期が長期化することになり、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費や現場管理費なども増えることになります。そのため、休日数に応じた補正係数を乗じて積算をすることになります。

#### (1) 発注時

入札説明書等において、週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初設計の段階から、4週8 休以上の達成を前提として経費に補正係数を乗じるものとします。補正係数は、工事の種類に応じて県で定める運用に従ってください。

設計の積算の見積依頼を受けた場合は、基本的には4週8休を前提とした補正係数を乗じた経費で見積を提出することになりますが、当初から上記のような対象外工事であることが想定される場合は、依頼者と週休及び補正係数を協議のうえ見積の提出をお願いします。

#### (2) 積算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は現場閉所の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、請負代金を減額変更します。

# (2) 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施

建設工事に係る委託業務において、ダンピング受注による品質低下を防止し、適正な価格での入札を 促進するため、建設コンサルタント業務等への最低制限価格を設定します。

### ①対象工事

予定価格が50万円以上の建設コンサルタント業務等

(測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務)

# (3) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱の一部改正について

下水道工事の発注にかかる等級格付けにつきましては、これまではA級及びB級に格付けされた者に制限をしていましたが、下水道施設の更新や修繕の時期によっては少額の工事への対応が難しくなり、また不調が続いた場合は工事がずれ込み、関連した別工事が円滑に施工できなくなるなど支障をきたすことがあったため、円滑な工事の発注を目指しこれまでの制限を見直して通常の土木一式工事と同じ等級別発注標準表とします。

# ●北秋田市建設工事入札制度実施要綱

| IE                       | 新               |
|--------------------------|-----------------|
| 別表 3 (第 15 条関係)          | 別表 3 (第 15 条関係) |
| (略)                      | (略)             |
| 備考                       | 備考              |
| 1 土木一式工事発注に係る格付等に関する     | 削除              |
| 要件のうち、下水道工事の入札に参加でき      |                 |
| る者は、A級及びB級に格付けされた者と      |                 |
| し、A級の請負対応額の区分を 2,500 万円  |                 |
| 以上、B級の区分を 2,500 万円未満とする。 |                 |
| 2 (略)                    | 1 (略)           |
| 3 (略)                    | 2 (略)           |

※土木一式工事の等級別発注標準…A級(2,500万円以上)、B級(700万円以上~2,500万円未満)、 C級(700万円未満)

### (4) 発注見通しの公表回数の増について

現在北秋田市では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、予定価格 250 万円以上の建設工事について原則年 2 回公表しておりますが、公共工事の計画的な発注、円滑な事業推進のために公表回数を原則年 4 回とします。

| 旧             | 新                        |
|---------------|--------------------------|
| ●公表回数 原則年2回   | ●公表回数 原則年4回              |
| · 上半期分… 4 月公表 | ・これまでの4月、10月に加え、6月、12月議会 |
| ・下半期分…10月公表   | 後を追加。(4月、7月、10月、1月)      |
| ※災害時などは随時追加   | ※災害時などは随時追加              |

# (5) その他

・県が改正を行った建設工事における技術者等の兼務要綱に併せて、北秋田市でも通知を出す予定です。

# 2. 改正時期

- ・令和6年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。
- ・上記改正予定については、令和6年1月時点のものであり、実際の運用にあたっては変更となる可能性があります。